

欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手續等への影響に関する情報を公表・更新

2020年5月7日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州の各知財関係当局はそれぞれ、新型コロナウイルス（COVID-19）の手續等への影響に関する情報を公表・随時更新している。

当該更新情報の概要は、以下（主な更新箇所は 赤字下線部）のとおりである。

◆ 欧州特許庁（EPO）

審判部における口頭手續

- 口頭手續は、ビデオ会議により行われるものを除き、2020年5月15日までは審判部の敷地内では開催されない。ビデオ会議による口頭手續は、関係当事者との合意の下でのみ行われ、当該関係当事者にはこれに関して事前連絡が行われる。
- 公衆衛生の状況が許せば、審判部は、2020年5月18日（月）からハール（ドイツ）にある審判部の敷地内での口頭手續の開催を限定的に再開することを想定している。当事者には適宜連絡される。

（詳細は「審判部における口頭手續 - コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックによる制限及び審判手續におけるビデオ会議技術の導入（2020年5月6日公表）等」を参照）

審査部及び異議部における口頭手續

- 2020年4月2日付で、審査部における口頭手續について、ビデオ会議による実施を原則とする新たな運用（※1）が開始された。
- 2020年5月4日付で、異議部における口頭手續について、ビデオ会議による実施の適合性を評価するための試行プロジェクトが開始された。当該試行は2021年4月30日まで実施される予定である。
- EPOは、2020年6月2日までに予定されている異議における全ての口頭手續を、ビデオ会議で行うことが既に確認されている場合、又は、試行プロジェクトに基づき当事者の同意を得てビデオ会議で開催される場合（「異議部におけるビデオ会議による口頭手續のための試行プロジェクトに関する2020年4月14日付のEPO長官の決定」の第2条）を除き、更なる通知があるまで延期することを決定した。審査における口頭手續は、「審査部におけるビデオ会議による口頭手續に関する2020年4月1日付のEPO長官の決定」に従って、引き続きビデオ会議により行われる。

- ・ 急速に変化する状況を損なうことなく、EPO は、現在のところ、2020 年 6 月 2 日の後に EPO の敷地建物で行うことが予定されている異議における口頭手続については維持するつもりである。

(詳細は「2020 年 5 月 4 日以降の審査部及び異議部における口頭手続に関する情報」、「審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO 長官の決定」、「(※1) ビデオ会議により開催される口頭手続及び面接に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO からの通知」等を参照)

< (※1) ビデオ会議により開催される口頭手続及び面接に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO からの通知の概要 >

1. (位置づけ)

ビデオ会議により開催される口頭手続は、EPO の敷地建物で開催される口頭手続と同等のものとして扱われる。結果として、手続の当事者及び対象が同一である場合は、同一部課においてされる (ビデオ会議又は他の形式による) 更なる口頭手続の請求は却下される (欧州特許条約 (EPC) 第 116 条(1))。

2. (EPO の敷地建物での口頭手続の請求)

原則として、口頭手続が請求された又は審査部により好都合とみなされた場合、出願人又は代理人は、ビデオ会議による口頭手続に召喚される。同様に、審査段階での面接についても、ビデオ会議により開催される。

EPO の敷地建物で例外的に口頭手続を開催する旨の請求は、なるべく早く、好ましくは、口頭手続の請求とともになされるべきである。EPO の敷地建物で口頭手続が開催される旨の請求が認められるか否かは担当審査部の裁量による。

口頭手続の召喚後に EPO の敷地建物での口頭手続の請求を受け付け、それが認められない場合、請求がなぜ認められなかったかに関する簡単な理由とともに、口頭手続がその召喚にて示されたようにビデオ会議で開催される旨が出願人に知らされる。召喚が発行される前に請求を受け付けた場合、拒絶の理由がその召喚の付属書に示される。いずれの場合も、本件に関する不服を申し立てることはできない。

ビデオ会議による口頭手続の召喚後に EPO の敷地建物での口頭手続の請求を受け付け、それが認められた場合、出願人には、請求どおり EPO の敷地建物にて口頭手続が開催される旨が知らされるが、口頭手続の期日は変更されない。

3. (例外)

手続が直接の証拠調べを必要とする場合又はビデオ会議をすることができない他の重大な理由がある場合には、口頭手続はビデオ会議では開催されない。

ビデオ会議技術の信頼性又はビデオ会議のための装置の利用不可に関する異議は、原則として、重大な理由とはならない。同様に、書面の証拠を考慮する必要があることは重大な理由とはならない。

4. (ビデオ会議の技術的な指示)

ビデオ会議は IP 技術（SIP、H.323、セキュア Web ベース及びレガシーシステム）を用いて行われる。

ビデオ会議により開催される面接及び口頭手続は、EPO の執務日の執務時間内に行われる。

日時やビデオ会議の接続を確立するのに用いられる連絡先（リンクの形式や他の適切な手段による）は電子メールにより確認される。ビデオ会議の調整に関する情報を含む連絡は口頭手続の召喚を置き換えるものではない。

出願人又は代理人は、ビデオ会議の装置が技術的な指示を含む連絡で特定された技術的要件を満たすことを保障しなくてはならず、口頭手続の開催前にデモンストレーションシステムへの接続を行うことが推奨される。

ビデオ会議による面接及び口頭手続の実施にあたっての技術及び手続の更なる情報や参加者の行動規範（「オンライン・エチケット」）は、EPO ウェブサイトにて利用可能となる。

5. （設備及び費用）

EPO のビデオ会議スタジオは内部利用のみに限られ、出願人や代理人が用いることはできない。

EPO はビデオ会議による面接又は口頭手続を実施するにあたって費用の支払いを求めない。出願人又は代理人は、インターネットへの接続及びその側の技術的設備に関する費用のみを負担する。

6. （審査部の構成員の遠隔接続）

ビデオ会議により開催される口頭手続の場合、審査部の構成員は異なる場所から遠隔でその手続に接続してもよい。審議や投票のためには、別個のビデオ会議が審査部の構成員間で行われる。

出願人又は代理人には、ビデオ会議の調整に関する情報を含む確認の電子メールにて、又は、接続が確立された後、口頭手続の開始前に審査長により、審査部の構成員の遠隔での参加が知らされる。

7. （異なる場所からの出願人及び代理人の参加）

出願人及びその代理人は異なる場所からビデオ会議により開催される口頭手続に接続してもよい。その場合はその旨の意思をできるだけ早く示すべきある。

8. （記録）

ビデオ会議により開催される口頭手続のいかなる部分についても、画像又は音声の記録を行うことはできない。

9. （提出）

ビデオ会議により開催される面接及び口頭手続の間、提出は電子メールにより又は例外的にファックスにより行われる（ビデオ会議により開催される面接及び口頭手続の間の電子メールによる書面の提出に関する 2012 年 4 月 20 日付の長官の決定、OJ EPO 2012, 348、を参照。）。審査長、又は面接の場合には最初の審査官は、口頭手

続の最初に、出願人又は代理人に電子メールアドレスを提供する。

10. (技術的問題)

参加者の最大限の努力にもかかわらず、技術的問題によりビデオ会議による口頭手続が実施できない場合、新たな口頭手続の召喚がされる。重大な理由がない限り、原則として、新たな口頭手続はビデオ会議により開催される。

- ・ 審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO 長官の決定の第 6 条 (経過規定に関するもの) によれば、同運用は 2020 年 4 月 2 日以降に召喚が通知される審査部の口頭手続に適用される。加えて、2020 年 4 月 2 日より前に通知され、ビデオ会議により開催されることが示された 2020 年 4 月 17 日より後に予定される口頭手続の召喚に適用される。

期間を遵守しない場合の救済

- ・ 2020 年 3 月 15 日以降に満了する全ての期間は、2020 年 6 月 2 日までさらに延長される。
- ・ 2020 年 3 月 15 日より前に満了する期間に関しては、EPO は、COVID-19 の大流行による混乱によって直接影響を受ける地域に居るユーザーのための法的救済の利用を促進している。
- ・ 当該延長及び救済は、EPC 及び特許協力条約 (PCT) に基づく手続における当事者及び代理人に適用される。
- ・ 以下の通知 (※2) は、全ての関連情報を提供し、先の 2020 年 4 月 16 日付の通知に代わるものであり、そして、EPO の 5 月の官報 (Official Journal) にて公式に公表される。当該混乱が 2020 年 6 月 2 日の後も続く場合、EPO は、期間に関する更なる延長及び救済についてユーザーに知らせる別の通知を公表する可能性がある。

＜ (※2) COVID-19 の大流行による混乱に関する 2020 年 5 月 1 日付の EPO からの通知＞

1. EPO は、COVID-19 の大流行による混乱に関し、EPC 及び PCT で規定された法的救済への注意を喚起する先の通知 (2020 年 3 月 15 日、4 月 16 日付の通知) を公表した。特に、EPC 規則 134(2)に基づき、EPO は、2020 年 3 月 15 日以降に満了する期間を全ての当事者及び代理人のために 2020 年 5 月 4 日まで延長するとともに、EPC 規則 134(5)¹及び PCT 規則 82 の 4.1²の適用への注意を喚起した。パンデミックによる全般的混乱がドイツ連邦共和国において続いているため、当該期間をさらに延長する必要がある。したがって、本通知は、先の通知に代わり、日付を除いてその内

¹ EPC 規則については、以下を参照：

＜英語 (原文)＞ [Implementing Regulations to the Convention on the Grant of European Patents の Rule 134\(2\) EPC](#) 及び [Rule 134\(5\) EPC](#)

＜日本語 (仮訳)＞ [欧州特許付与に関する条約の施行規則の規則 134\(2\)及び規則 134\(5\)](#)

² PCT 規則については、以下を参照：

＜英語 (原文)＞ [PCT Treaty, Regulations and Administrative Instructions の Rule 82quater.1 PCT](#)

＜日本語＞ [PCT リーガルテキスト：条約、規則及び実施細則の PCT 規則 82 の 4.1](#)

容を再掲するものである。

2. EPC 規則 134(2)の意味における「全般的混乱 (general dislocation)」が生じていると認められる。2020 年 3 月 15 日以降に満了する期間は、全ての当事者及び代理人のために 2020 年 6 月 2 日まで延長される。これは、PCT に基づく国際出願にも適用される。当該期間は、他の通知によってさらに延長される可能性がある。
 3. 上記 2.を損なうことなくかつそれによってカバーされないケースについて、EPC 規則 134(5)は、期間を遵守しない場合の保護 (セーフガード) を提供する。
 4. EPC 規則 134(5)に従って、関係当事者が当該 EPC 規則に規定された証拠を提出した場合には、遅れて受領された書類は、期限内に受領されたものとみなされる。
 5. 上記 2.を損なうことなく、PCT に基づき適用される期間及び条件に関しては、出願人は PCT 規則 82 の 4.1 を参照可能である。特に、関係者が当該 PCT 規則に規定された十分な証拠を提出した場合には、期間が遵守されなかつたことによる遅滞は、許容される。
- ・ 期間の延長は、出願更新料を含む料金の支払期限にも適用される。[料金支払期限の延長に関する通知](#) は、EPO の 4 月の官報にて公式に公表されている。

その他

- ・ [「電子出願の利用、電子通知の受信及び電子アラートによる情報入手への注意喚起」、「米国特許商標庁 \(USPTO\) 及び EPO による発明者への支援に関する共同声明」、「2020 年の欧州特許弁理士試験 \(EQE\) の中止」、「イベントの延期 \(EPO が主催する 5 月までの全てのイベントの延期及び 6 月 17-18 日に開催を予定していた欧州発明者賞の 2021 年 6 月への延期\)」、「カスタマーサービス、オンラインサービス」、「危険性の高い地域 \(※3\) を最近訪問した外部パートナーの EPO 訪問の自制要請」、「職員の在宅勤務」等に関する情報が公表されている。](#)
< (※3) 危険性の高い地域 >
[パンデミックの拡大により、COVID-19 に感染する世界的な危険性がある。コロナウイルス拡大の影響を受ける地域の定義が変更される可能性があることに注意されたい。](#)
- EPO からの情報は、以下参照 —
 - ・ コロナウイルス (COVID-19) - 継続的な更新情報
[Coronavirus \(COVID-19\) - continually updated information](#) (2020 年 5 月 6 日更新)
 - ・ [審判部における口頭手続 - コロナウイルス \(COVID-19\) のパンデミックによる制限及び審判手続におけるビデオ会議技術の導入](#)
[Oral proceedings before the Boards of Appeal – restrictions due to the coronavirus \(COVID-19\) pandemic and introduction of video-conferencing technology in appeal proceedings](#) (2020 年 5 月 6 日公表)

- 2020年 5月4日以降の審査部及び異議部における口頭手続に関する情報
[Information on oral proceedings before examining and opposition divisions as from 4 May 2020](#)
(2020年 5月4日更新)
- [異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトに関する 2020年4月14日付の EPO からの通知](#)
[Notice from the European Patent Office dated 14 April 2020 concerning the pilot project for oral proceedings by videoconference before opposition divisions](#)
- [異議部におけるビデオ会議による口頭手続のための試行プロジェクトに関する 2020年4月14日付の EPO 長官の決定](#)
[Decision of the President of the European Patent Office dated 14 April 2020 concerning the pilot project for oral proceedings by videoconference before opposition divisions](#)
- ビデオ会議により開催される口頭手続及び面接に関する 2020年4月1日付の EPO からの通知
[Notice from the European Patent Office dated 1 April 2020 concerning oral proceedings and interviews to be held by videoconference](#)
- 審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する 2020年4月1日付の EPO 長官の決定
[Decision of the President of the European Patent Office dated 1 April 2020 concerning oral proceedings by videoconference before examining divisions](#)
- COVID-19 の大流行による混乱に関する 2020年 5月1日付の EPO からの通知
[Notice from the European Patent Office dated 1 May 2020 concerning the disruptions due to the COVID-19 outbreak](#) (2020年 5月1日更新)
- 料金支払期限の延長に関する 2020年3月30日付の EPO からの通知
[Notice from the European Patent Office dated 30 March 2020 concerning the extension of periods for the payment of fees](#)
- [COVID-19 への対応 - 米国特許商標庁 \(USPTO\) 及び EPO による発明者への支援に関する共同声明](#)
[Responding to COVID-19 - A joint message of support for inventors from the USPTO and EPO](#)
(2020年4月30日公表)

◆ 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)

スペインでの「警戒事態」の宣言を受けた措置

- 2020年3月16日(月)から、EUIPOの全職員は在宅勤務をする。
- その状況下で可能な限り、EUIPOにおける業務は通常どおり継続される。商標及び意匠の出願の受理、審査、公告・公報発行、コミュニケーションの送付、期限の設定等

は、引き続き行われる。

- EUIPO は、2020 年 3 月 9 日から 2020 年 5 月 17 日までの間に切れる全ての期限を 2020 年 5 月 18 日まで延長することを決定した。延長の効果は自動的であり、当事者は期限の延長請求を行う必要はない。
- その他、「庁の閉鎖」、「庁への訪問禁止」、「5 月までの全ての会議及びイベントの延期又はバーチャル化」等。

— EUIPO からの情報は、以下参照 —

- コロナウイルス (COVID-19) - 継続的な更新情報
[COVID 19 updates Continually updated information on the measures taken by the EUIPO](#) (2020 年 5 月 6 日更新)
- 期限の延長に関する決定
[COVID-19: further extension of deadlines](#) (2020 年 4 月 29 日公表)
[Information and guidance note on further extension of deadlines](#) (2020 年 4 月 29 日公表)
[Extension of time limits COVID 19: time limits affected, nature of extension and communications to users](#) (2020 年 3 月 19 日公表)
[Decision of the Executive Director: extension of time limits COVID-19](#) (2020 年 3 月 16 日公表)
- スペインでの「警戒事態」の宣言を受けた措置
[COVID 19 Update: measures in place after activation of 'state of alarm' in Spain](#) (2020 年 3 月 16 日公表)

◆ ドイツ特許商標庁 (DPMA)

聴聞及び口頭手続 (hearings and oral proceedings) に関する通知

- DPMA における全ての知財手続に関する聴聞及び口頭手続に関連して、以下の方策が 2020 年 6 月 30 日まで適用される。
 - 聴聞 (hearing) 及び口頭手続について、召喚は発せられず、すでに開催を予定していたものについては、開催されることはなく、職権でキャンセルされる。職権でのキャンセルは書面で通知される。

マドリッド制度に基づく商標の国際登録及び事後指定に関する通知

- 係属中の全ての知財手続において DPMA により認められた (2020 年 3 月 18 日付の通知による) 期限の延長は、商標の国際登録出願又は事後指定に関連した期限には適用されない。
- DPMA は電子出願を確実に受理することができるため、期限に従って、商標の国際登

録出願を行うために e ファイリングシステムを利用することを推奨する。

- 商標の国際登録に関する事後指定については、これらの申請 (MM4) を WIPO に直接提出することを強く推奨する。

紙書類の処理遅延と期限に関する通知

- DPMA 職員の多くが現在取られている制限措置の影響を受けているため、紙書類の処理に遅延が発生しており、e ファイリングシステムの利用を促すとともに、優先権証明書等の発行の遅延の可能性に備えて、なるべく早く証明書発行の請求をすることを推奨している。
- 公報発行日が予定された日程と異なる可能性がある。
- 係属中の全ての知財手続に関し、DPMA により認められた期限は延長され、2020 年 5 月 4 日まで、期限徒過に伴う判断がなされることはない。また、DPMA により設定された期限について、状況が要する限り寛大に対処する。
- 国際意匠出願が IPO 事務局に直ちに送付されることを保証することができないため、WIPO に直接出願することを推奨している。

従業者発明：書面の期限延長

- 調停委員会は、従業者発明法に従って書面の期限を 2020 年 5 月 15 日まで延長する。ただし、これは従業者発明法の第 34 条(3)に基づく延長不可の法定異議期間には適用されない。

知的財産権の手続の期限に関する情報

- DPMA では、法定の期限を延長することはできないものの、権利の回復（特許法第 123 条、商標法第 91 条、意匠法第 23 条(3)第 3 文、実用新案法第 21 条(1)、等）という選択肢への注意を喚起している。現在の状況により、本人の過失なく法定の期限を遵守しなかった者は何人も、請求に応じ、権利の回復を図ることができ、期限を遵守したのと同様の地位を得ることができる。DPMA の担当部署が個々の事案に応じて条件を満たしているか否かを判断する。
(詳細については、DPMA の 2020 年 3 月 10 付の通知を参照。)

その他

- 「更なる通知があるまで不要不急の問い合わせ控えて欲しい旨の要請」、「書類受付カウンター等の閉鎖」、「情報センター等の閉鎖」、「イベントの中止」、「口頭の弁理士試験の中止」等。
- DPMA からの情報は、以下参照 —
- コロナウイルス (COVID-19) - 継続的な更新情報

[Coronavirus \(COVID-19\) - Update](#) (2020年4月30日更新) (英語)

[Update zum Coronavirus \(COVID-19\)](#) (2020年4月30日更新) (ドイツ語)

- ・ 2020年3月18日付の通知(コロナウイルス(COVID-19)の拡大及びその影響を考慮した知財手続の遅延について)

[Notice of 18 March 2020](#) (2020年3月18日公表) (英語)

[Hinweis vom 18. März 2020](#) (2020年3月18日公表) (ドイツ語)

- ・ 2020年3月10日付の通知(コロナウイルス(Sars-CoV-2)の拡大及びその影響に関するもの)

[Notice of 10 March 2020](#) (2020年3月12日公表) (英語)

[Hinweis vom 10. März 2020](#) (2020年3月12日公表) (ドイツ語)

◆ フランス産業財産庁 (INPI)

手続の期限の延長

- ・ 2020年3月12日以降、衛生緊急事態の終了日の1ヶ月後までの期間に生じる全ての手続の期限が、国際条約等で定められる一部を除き、当初の期間の長さに応じた一定期間延長される。

その他

- ・ 「窓口の閉鎖 (少なくとも2020年6月2日まで維持)」、「オンラインサービス」等。

— INPIからの情報は、以下参照 —

- ・ [2020年5月11日以降のINPIの組織及びサービス](#)

[Organisation et services de l'INPI au-delà du 11 mai 2020](#) (2020年5月6日公表) (フランス語)

- ・ 健康危機に関連した期限の延長

[Report de délais lié à la crise sanitaire](#) (2020年3月26日公表) (フランス語)

- ・ COVID-19に関連する情報

[Contexte sanitaire lié au COVID-19 : organisation de l'INPI pour répondre à l'examen et à la délivrance des titres](#) (2020年3月17日公表) (フランス語)

◆ 英国知的財産庁 (UKIPO)

中断日

- ・ 3月24日から更なる通知があるまでを中断日と宣言。これにより、特許、補正的保護

証明書、商標、意匠とこれらの権利に関する出願に関して、当該中断日に該当するあらゆる期限は、UKIPO から中断期間が終了する旨の通知があるまで延長される。中断期間が終了する最低2週間前にはその旨の通知を行う。

- 中断日は通常の業務が不可能な場合のセーフティネットとして導入されたものであり、可能ならば、既存の期限に向けて業務を継続することを推奨している。

期限・期間の延長

- UKIPO は、国内法及び国際法が許容する期間の延長を行う。また、UKIPO に与えられている裁量権を行使して影響を受けたユーザーを支援する用意がある。
- UKIPO は、ケースバイケースで可能な限り、期間延長の請求を考慮する。

期間を遵守しなかったことによる権利の喪失

- 期間を遵守しなかったために権利が喪失した場合、ある特定の状況では当該権利が回復される可能性がある。
- 英国の知的財産法は、起こり得る全ての状況に対する規定を提供してはならず、その適用は、応答の遅れの性質や遅延の状況次第である。UKIPO の職員は、利用可能な選択肢や回復手続について説明することができる。

その他

- 紙書類、ファックスの取り扱いができないことから、オンラインサービスの利用を呼びかけるとともに、ファックス、郵送による送付に代わって使用される電子メールアドレス (paperformcontingency@ipo.gov.uk) を作成。更なる通知があるまでファックス・サービスでの書類の処理は行わない。郵送で書類を提出した場合、書類は通常のサービスが再開されるまで処理されない可能性があり、送達日が暫定的な出願日とされる。
- 特許、商標、意匠に関する書類の認証謄本 (Certified Office Copies (COCs)) について、出願人が電子的に受領することに同意した場合、UKIPO は電子メールで認証謄本を発行することができる。特許の認証謄本については、可能な限り WIPO の優先権書類のデジタルアクセスサービス (PDAS) を利用すべきである。
- 手数料納付は、オンライン決済ツール、銀行振込、又は、UKIPO の預金口座により行うことが可能である。現在、小切手や電話による納付は受け付けていない。
- 特許、商標、意匠等の個別の対応についても更なる情報が掲載されている。

— UKIPO からの情報は、以下参照 —

- コロナウイルスに関する知的財産庁のサービス上の重要な更新
[Coronavirus important update on IPO services](#) (2020年5月7日更新)
- 各サービスの変更
[Alterations to services – patents](#) (2020年5月4日更新)

[Alterations to services - trade marks and designs](#) (2020年5月4日更新)

[Alterations to our services - tribunals and hearings](#) (2020年5月4日更新)

- ・ コロナウイルスに関する出願人等へのアドバイス

[Coronavirus advice for rights applicants](#) (2020年3月11日公表)

◆ イタリア特許商標庁 (UIBM)

行政手続の期限の延長及び満了する書類の効力の延長

- ・ 2020年2月23日に係属中又はその日以降に開始した行政手続に関する全ての期間は、2020年2月23日から2020年5月15日までの間、一時停止（行政手続の期限が5月15日まで延長）される。
- ・ 2020年1月31日から2020年7月31日までの間に満了する書類（産業財産権に関するものを含む）は、非常事態の終了の宣言後の90日間その効力を維持する。
- ・ この期間の満了時に、支払いを伴う産業財産権の維持又は更新を行うために、法律により規定された形式で適切な行動をとることは、産業財産権の期間を延長することを意図する当事者の責任である。UIBMは、ユーザーに対して非常事態の宣言の終了日について迅速に通知する。
- ・ 審判部における審判に関連する期間は、行政手続ではなく司法手続に関するものであるため、上記の延長から除外される。

－ UIBM からの情報は、以下参照 －

- ・ Covid-19、行政手続の期限を5月15日まで延長
Covid-19, extension of the deadline for administrative proceedings to 15 May (英語)
Covid-19, prorogata al 15 maggio la sospensione dei termini per i procedimenti amministrativi (イタリア語)
- ・ 行政手続の全ての期間の一時停止及び満了する書類の効力の延長
Suspension of all terms of administrative procedures and extension of the validity of expiring documents (英語)
Sospensione di tutti i termini dei procedimenti amministrativi ed estensione della validità degli atti in scadenza (イタリア語)
- ・ Covid-19: 満了する産業財産権に関する書類の効力の延長
Covid-19: estesa la validità dei titoli di proprietà industriale in scadenza (イタリア語)

(以上)